〝住民実態調査〟にご協力ください

来る十月一日、住民実態調査が国勢調査と同時に行なわれます。

この調査は住民基本台帳をより正確なものにするために行なわれるもので、次の様な項目で簡単なものですから、調査員が伺った時にはよろしくお願いいたします。

1. 台帳に記載されている者が現住地にいるかどうか
転出した場合は行き先と転出した年月日。
転入した者でまだ届出していない者は年月日とどこから来たか、その前住所。
2. 各種年金等をもらっているかどうか。
3. 各種の年金に加入しているかどうか。
4. 国民健康保険に加入しているかどうか。
等です。

住民基本台帳は村のすべての仕事のもととなるものです。正確なものとしたいものです。村民の格別のご協力をお願いいたします。

郵便局で受け取ってください

福祉年金

九月六日より各郵便局で支給されます。年金証書と印かんを持参の上受領ください。

特別、児童扶養手当

九月十一日より各郵便局で特別、児童扶養手当が支給されます。証書と印かんを持参の上受領してください。

福祉年金額が10月より増額

老令福祉年金		
改正前		改正後
90,000円年額		144,000円年額
7,500円月額		12,000円月額
障害福祉年金		
改正前		改正後
135,600円年額	一級	216,000円年額
11,300円月額		18,000円月額
90,000円年額	二級	144,000円年額
7,500円月額		12,000円月額
老令特別給付金		
改正前		改正後
66,000円年額		108,000円年額
5,500円月額		9,000円月額

特別，児童扶養手当額が10月より増額

特別児童扶養手当		
児童1人につき		
法別表	1級	18,000円
法別表	2級	12,000円
児童扶養手当		
児童1人の場合		15,600円
児童2人の場合		16,400円
児童3人目からの加算額		400円

税金のはなし

奥さん！税金の勉強も

最近は働く女性がふえております。そこで奥さま方に関係する税金について説明してみましょう。

七十万円から……

例えば、奥さんがパートで七十六万円を超える収入があれば税金がかかりますがそれ以下の場合は税金がかかりません。

更に、収入が七十万円以下であれば所得税の配偶者控除が受けられることになります。

土地などの税金

安いのもことしまで！

土地や建物を売った場合は、その利益（譲渡所得）に対して所得税がかかりますが、そのあらましについて説明してみます。

譲渡所得の金額は、土地などを売った価額から仲介手数料、測量費用及び立退料などを差引き、さらに売った土地を買入れたときの購入価額や、その手数料を差引いた金額になります。

売った土地の購入価額などは売った土地の価額の五％とすることもあります。

譲渡所得には、長期と短期があり税額の計算方法は異なりますが、その区分は次のとおりです。

◎長期譲渡所得金額とは……

昭和四十三年十二月三十一日以前から持っていた土地や建物を譲渡したときの所得です。

◎短期譲渡所得金額とは……

昭和四十四年一月一日以後に購入した土地や建物を譲渡したときの所得です。

また、譲渡所得にかかる税率は、普通の譲渡の場合次のようになっています。

・長期譲渡所得……二十％
・短期譲渡所得……最低四十％

この場合、長期譲渡所得の金額は譲渡所得金額から百万円の特別控除を差引いた金額にかかります。

なお、昭和五十一年分からは、課税される長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合は、さらに税金が高くなります。

し尿浄化槽は適切な維持管理を

近年し尿浄化槽を設置される家庭が急激に増加しています。

し尿浄化槽は、設置する場合も、また、設置した後の維持管理についても、それぞれ規則が定められています。

これらの規則は、水質の汚濁防止に重要なことですので、次の事項を守って快適な生活環境を保ってください。

1. 設置する場合
し尿浄化槽設置届を次の順序で提出してください。
・便所を改善する場合
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
設置者 ― 役場
・建物と一緒に設置する場合
（建築基準法）
設置者 ― 役場
土木事務所 ― 保健所
保健所
2. 維持管理
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、浄化槽の設置者に対し次の事項が義務づけられています。
・槽や附属機器について定期的に専門的知識、技能及び相当の経験を有する者による点検を受け、機能を維持するために必要な措置を講ずること。（型別の点検回数や、水質検査項目の規定がある。）
・点検によるスカムや、汚濁状況水質検査などによって清掃すること。
・放流水の検査を年二回以上うけること。
・放流水は消毒すること。
・点検、水質検査、清掃等の記録は、三年間保存すること。

また、設置届は、浄化槽の種別、容量、放流先並びに建築基準法に基づく用途別処理対象人員算定基準等詳細の記入を必要としますので、し尿浄化槽設備士の資格のある業者の方に依頼されることが適切です。

特に放流先については、支障のない場所を選んでください。

維持管理は、一般の方には至難ですので、し尿浄化槽維持管理者に委託されることが適切です。

不明のことは、役場社会福祉課又は、巻保健所環境課（TEL〇二五六七―二―五一一一…内線二三三）に照会してください。

敬老会

みんなそろって
元気な顔で
出席ください

明治、大正、昭和の三代の最も激しい世代を乗り越えてこられ、輝かしい現代の基礎を築いてくださった諸先輩をお迎えして敬意を表したいと次の催を計画いたしました。お誘い合せの上ご来場くださるようご案内申し上げます。

・間瀬地区
十月一日（水）間瀬小学校
・岩室、和納地区
十月十一日（土）岩室中学校
（明治三十八年十二月三十一日以前に生れた方）

・行事予定
受付　午前十時から
式典　午前十一時まで
中食　午前十一時から
演芸　午前十一時三十分まで
民謡まつり　午前十一時四十分から
解散　午後三時

長寿を祝福して
県知事より記念品の贈呈

県知事より、県内に居住する高令者の長寿を祝福し県民の老人福祉についての理解と関心を深め、老人福祉の増進を図るために、今年も高令者に敬老記念品が贈られます。

・高級座布とん
該当者　三名
明治十七年九月二十二日から明治十八年九月二十一日までの間に出生された人（満九十才）

・菓子一箱
該当者　三二六名
明治三十三年九月十五日以前に出生された人（満七十五才以上）

あやまちをおかした人の更生にあたたかい手を!!

『愛の協力運動』の募金

毎年行なわれております「愛の協力運動」募金は、皆さんのご理解とご協力により、昨年は十三万五百六十九円の多額のご寄付をいただきありがとうございました。

今年も、後日各区長さんの手をわずらわし各世帯に封筒を届けさせていただきますので、一世帯五十円以上を目標に前年にまして皆さんのあたたかいご協力をお願いします。

和納小学校
健康優良学校
新潟県代表に決まる

県教育委員会主催の昭和五十年度健康優良学校（小規模校）の審査が、去る七月十五日新潟大学の渡辺厳一教授ら四氏により、書類と実地審査が行われ、体力づくりや、健康教育などの成果が認められて、新潟県一位に決まりました。

今秋決まる全国一位を目ざしてがんばって下さい。

本間俊平先生記念館の竣工

昨春以来皆様から格段のご協力を賜り、推進してまいりました本間俊平先生顕彰事業は昨年十二月広報でご報告申し上げましたように、当初の事業計画を一部変更いたしまして、去る七月二十五日立派な記念館の竣工を見るに至りました。これも偏に皆様のご厚志とご協力の賜であり、衷心より感謝申し上げお礼申し上げます。

今後は新しく組織されました運営委員会によりまして、未処理事業の継続検討調査、並に今後の記念館の維持管理に努め、その内容の充実をはからねばなりません。

ここに記念館の竣工を心から喜ぶと共に、皆様の善意に対し厚くお礼申し上げます。

本間俊平先生顕彰会

老人健康診断の受診を

例年おこなっております老人福祉法による老人健康診断を実施いたします。

受診される方は配布された記録票と保険証を持参してお医者さんで受診して下さい。

九月十六日から
九月二十七日まで
（土曜日の午後及び日曜日、祝日は除く）

・七十才以上の方で精密診査が必要の方は被保険者証。
・老人医療費受給者証及び老人医療費請求書（社会保険加入者のみ）
お忘れなく持参下さい。

数々の善意ありがとうございます。

◎去る七月二十八日、有限会社新潟貸花環センター（代表取締役成沢杉太郎さん）の方々が役場においでになり、社会福祉にと二万円の多額のご寄付をくださいました。

貸花環センター設立の趣旨は、めでたいこと、悲しいことなど色々と花環をかざられますが、大部金額も大変困っておられる。なんとかこの面を解決しようと巻町五区えびす屋商店、巻町一区成沢屋商店、巻町福井小林製材KK、吉田町霜久商店の四人の方々が有限会社を組織したものです。

お申込みにより花環を指定の日時、場所へお届けして五日位かざり回収し、もう一ぐらいで利用していただき、利益を利用町村の社会福祉に寄付しようということです。

価格低廉で後始末の心配なく、その上各町村の福祉にご援助くだされ、ありがたく頂戴いたし活用させていただきます。

◎和納四区の八百長商店より和納保育園々児送迎時の父兄の休憩用にと金属製の長椅子一ケをご寄付くださいました。ありがとうございました。

◎北野の山岸進さんより、運転免許証拾得報労金五百円を社会福祉にと、八月十二日和納駐在所を通じて役場へご寄付くださいました。ありがとうございました。

◎去る七月八日橋本の槇原忠嘉栄智さんは七十二才をもって永眠されました。

悲しみの中より御遺族の槇原忠さんが社会福祉にと二万円の多額のご寄附をよせられました。

誠にありがとうございました。ご趣旨に沿うべく活用させていただきます。

◎油島の阿部作一さんより静閑荘へ「つつじ」を二本ご寄附の申出でがありました。時期を見まして移植いたしたいと思います。ありがとうございました。

毎月十日は、住民相談、行政相談日です。お気軽においでください。